

藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ活動を通じて市民の健康保持と体力の向上に資するため、藤井寺市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）の体育施設（附属設備を含む。以下同じ。）を市民の利用に供すること（以下「開放事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放事業の管理運営)

第2条 開放事業の管理運営は、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(使用許可等)

第3条 委員会は、あらかじめ体育施設の開放を行う小・中学校を指定し、学校教育に支障のない範囲内において、当該指定に係る小・中学校（以下「開放校」という。）の体育施設の使用を許可することができる。

2 前項の規定により体育施設の使用を許可しようとするときは、あらかじめ当該開放校の校長の意見を聴くものとする。

(使用許可の範囲)

第4条 前条第1項の規定により使用できる体育施設は、運動場及び体育館とし、開放校ごとに定めるものとする。

2 前条第1項の規定による使用許可は、委員会の登録を受けた、成人の責任者を有する、市民で構成された10人以上のスポーツ・レクリエーション団体又は社会教育団体とし、次の各号のいずれにも該当しない場合に限りこれを与える。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 公共の秩序を乱し、又は風紀を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 興業又は営利を目的として使用するものと認めるとき。

(3) 建物若しくは附属設備その他器具備品等を破損し、又は汚損若しくは滅失するおそれがあると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はその恐れがあると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるものを除くほか、委員会が不相当と認めるとき。

3 前項の規定による登録を受けようとする団体は、毎年度別に定める日までに、学校体育施設開放使用団体登録申請書（様式第1号）を委員会に提出するものとする。

4 委員会は、前項の使用団体登録の申請があったときは、藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聴いた上、登録の認否を決定するもの

とする。

5 委員会は、次に掲げる事由又は行為による場合、前項の登録団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項に規定する登録に必要な条件を満たしていないと判断したとき。
- (2) 登録申請書の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) 委員会の指示に従わないとき。
- (4) 申請目的以外に使用したとき。
- (5) その他開放事業に支障のある行為をしたとき。

(開放日等)

第5条 開放日等は、原則として次のとおりとする。

曜日等	運動場	体育館
月曜日から金曜日まで	————	午後7時から9時まで
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前8時から11時まで 午前11時から午後2時まで 午後2時から5時まで	午前9時から正午まで 午後2時から5時まで 午後7時から9時まで

2 開放事業に係る開放期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3期 10月1日から12月27日まで
- (4) 第4期 1月5日から3月31日まで

3 開放校の校長は、前項に掲げる開放期間に応じて各期の使用に係る開放可能日時を調整し、使用時に関しての意見を付して委員会に報告するものとする。

(使用許可の申請及び許可等)

第6条 開放校の体育施設を使用しようとする団体は、委員会が指定する期間内に、次の各号により使用許可の申請等を行わなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 運動場 第11条に規定する学校開放校区代表者の使用日程の調整を受けるものとし、運

動場使用許可申請書（様式第2号）は、学校開放校区代表者から委員会に提出する。

(2) 体育館 体育館使用許可申請書（様式第3号）を委員会に提出する。

2 委員会は、前項の申請に対して、運営委員会の意見を聴いた上、これを審査し、適当と認めるときは、使用の許可を行う。

（使用者の義務）

第7条 使用者は、別表に掲げる事項を遵守し、委員会の指示に従って開放校の体育施設を適切に使用しなければならない。

（届出事項の変更）

第8条 使用者は、第4条第3項に規定する届出事項に変更が生じた場合は、速やかに学校体育施設開放使用団体登録変更事項届出書（様式第4号）を委員会に提出するものとする。

（使用許可の取消し等）

第9条 委員会は、次に掲げる事由による場合、使用団体に対して、使用の許可を取り消し、又は当分の間使用の中止を命ずることができる。

(1) 別表に掲げる使用者遵守事項に従わないとき。

(2) その他委員会が必要と認めたとき。

（学校開放使用団体管理責任者）

第10条 各開放校の使用団体は、学校開放使用団体管理責任者（以下「管理責任者」という。）を必ず1人選出するものとする。

2 管理責任者は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 運動場の使用における日程の調整

(2) 使用中の安全管理

(3) 開放校の鍵の施錠、開錠及び鍵の管理

(4) 委員会との連絡調整

(5) その他委員会が必要と認める事項

（学校開放校区代表者）

第11条 各開放校の体育施設（体育館を除く。）に、学校開放校区代表者（以下「校区代表者」という。）を置く。

2 校区代表者は、次に掲げるいずれかより選出するものとする。

(1) 前条第1項に規定する管理責任者として選出された者

(2) スポーツ活動に理解があり、社会的信望のある者

3 校区代表者は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 運動場の使用日程の調整並びに運動場使用許可申請書の作成及び委員会への提出

(2) 委員会との連絡調整

- (3) 管理責任者との連絡調整
- (4) その他委員会が必要と認める事項
(事務処理)

第12条 開放事業に関する事務は、教育委員会事務局管理部スポーツ振興課において処理する。
(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、小・中学校の体育施設の開放に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第7条、第9条関係）

藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業使用者遵守事項

【体育館・運動場共通】

利用資格・範囲

利用できるのは、事前に教育委員会から承認を受けた団体に限る。

利用日時・場所・内容は、承認された範囲内とする。承認を受けていない種目・目的での利用はできません。（転貸しないこと）

管理責任者

使用団体の管理責任者は使用許可時間中、当該団体の指導監督に当たること。

特に、幼児・児童の行動に注意し、安全に努めること。

防犯・安全管理

入退校は原則として集団行動をとることとし、施設使用中は校門（入り口）を施錠するなどして、防犯・安全を心がけること。

施設の使用中に出入りする場合は、校門付近で管理責任者や成人の者を立たせておく（もしくは、責任者に連絡がつくような体制を各団体で徹底する）など、安全管理を行うこと。

利用中の注意・禁止事項

許可された施設以外に立ち入らないこと。

学校敷地内は、全面禁煙とする。校内での火気の使用及び危険物を持ち込まないこと。

校内での飲酒や酒気を帯びての使用は禁止する。

学校周辺への路上駐車はもとより、地域住民に迷惑をかけるような行為及び開放使用中の不必要な音声や音楽の使用は禁止する。

学校の電話（インターホン）の使用及び取次ぎは禁止する。

自動車の乗り入れは必要最小限度とする。自転車及び単車は、整然に駐輪すること。

* 体育館のみ *

運動用具（体育館シューズ・ボール）などは各自持参し、学校（体育館）備品（許可されているものを除く）及び教職員・生徒の靴など使用しないこと。

体育館内での飲食は禁止とする。* 水分補給は除く（フタつき容器を推奨）

*** 運動場のみ ***

雨天などで、グラウンドが軟弱な場合は、使用しないこと。

また、運動場にタイヤの跡などが残っていないよう留意し、使用後は、必ず整備し、原状に復しておくこと。

利用時間・後片付け

許可された使用時間(準備、後片付け及び清掃時間含む。)を厳守すること。

トイレ、手足洗い場の使用に当たっては、清潔の保持と美化に努めること。

使用後の後片付け及び施設の清掃を徹底し、ごみは、学校に残すことなく各自で持ち帰ること。

事故・けがへの対応

使用時における傷害や疾病については当該団体の責任において処理すること。

破損等

施設、設備を破損又は汚損した場合は、直ちに教育委員会に報告のうえ、原状に復すか、弁償すること。

その他

台風による警報発令中及び発令、熱中症警戒アラートの発表が予想される場合は施設の使用を控えること。

そのほか、教育委員会の指示に従うこと。

この「使用者遵守事項」に違反した場合は、学校開放施設の使用を停止、又は禁止します。また、改善が認められない場合は、団体登録の承認を取り消す措置をとります。